

(様式第3号)

魚津市土地改良区告示第2号

建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加する者に必要な資格等について

魚津市土地改良区規約第42条の規定に基づき、魚津市土地改良区が発注する建設工事に係る測量、建築関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、申請時期、方法等について、次のとおり定める。

令和4年11月15日

魚津市土地改良区理事長 道小島 茂生

記

第1 競争入札参加資格

競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号に該当する者であって、第3の規定により競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者でなければならない。

- (1) 営業に関し法律上必要とされる資格を有する者
- (2) 税金を滞納していない者

第2 資格審査申請の時期及び方法

1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 測量等実績調書
- (2) 技術者経歴書
- (3) 経営規模総括表
- (4) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書（写し）
- (5) 申請者が法人である場合にあつては法人の登記簿謄本、個人である場合にあつては身分証明書（写し）
- (6) 財務諸表
- (7) 使用印鑑届出書
- (8) 納税証明書（消費税、法人税又は所得税及び魚津市より賦課された税に係るもので、発行日が申請日から3ヶ月以内のもの）
- (9) 委任者を定めた場合にあつては、委任状

- (10) 入札代理人を定めた場合にあつては、入札代理人届
- 2 申請者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に掲げる書類をもって前項第1号、第2号、第5号及び第6号までに掲げる書類に代えることができる。
- (1) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録されている者をいう。）建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- (2) 地質調査業登録業者（地質調査業登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録されている者をいう。）地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- (3) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条に規定する登録簿に登録されている者をいう。）補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- 3 申請書は、令和5年度及び同年度から起算して2年度又は2の倍数の年度を経過したごとの年度（以下「定期受付年度」という。）の1月4日から2月末日までに理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、定期受付年度以外の年度（以下「臨時受付年度」という。）に臨時に申請書を受け付けるものとする。この場合において、申請書は、臨時受付年度1月4日から2月末日までに提出しなければならない。

第3 資格者名簿への登載及び申請者への通知

理事長は、この告示に基づき入札参加資格があると認めた者を資格者名簿に登載するとともに、申請者に対し入札参加資格の有無を通知するものとする。

第4 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、申請した年度の翌年度の4月1日から当該申請した年度の次の定期受付年度の3月末日とする。

第5 入札参加資格の譲渡又は相続

- 1 入札参加資格者から当該営業の一切を譲り受けた者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者は、測量等入札参加資格（譲受、相続）審査申請書に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- (1) 営業の一切を譲り受け、又は相続したことを証する書面
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書
- (3) 使用印鑑届
- 2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、第3の規定により、資格者名簿に登載するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の措置に係る入札資格の有効期間は、譲渡人又は被相続人の有していた有効期間の残期間とする。

第6 変更の届出

入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、20日以内に
変更届出書を提示しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント
業務にあつては、それぞれ第2第2項各号に規定する登録規程に基づく登録の有
無及び登録部門

第7 入札参加資格の抹消

入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿か
ら抹消することができる。

- (1) 申請書及び添付書類に事実と異なる事項を記載したとき
- (2) 第6の規定による変更の届出をしなかったとき
- (3) 営業に関し法律上必要とされる資格を失ったとき
- (4) 契約の履行に当り、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若し
くは数量に関し不正の行為をしたもの
- (5) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の
成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (7) 契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認するため
の監督又は検査の実施に当り職員の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (9) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当
り代理人、支配人その他の使用人として使用した者

附 則

この告示は、公表の日から施行する。